

川崎市地球温暖化対策推進条例を改正しました

本市は、2010年に川崎市地球温暖化対策推進条例を制定し、低炭素社会の実現に向けた取組を進めてきました。昨今の社会状況を取り巻く変化等を踏まえ、このたび、**2050年の脱炭素社会を目指すことを基本理念とした条例改正**を行いました。

1 改正概要

- ・本市は現在、2050年の脱炭素社会の実現と、2030年度の市域の温室効果ガスの**▲50%削減**（2013年度比）を目標に掲げ、様々な取組を進めています。
- ・また、2021年6月に地球温暖化対策推進法が改正に伴い、2050年脱炭素化が法定化され、法律的にも国全体で目指すものとされました。
- ・こうした状況を踏まえ、現在、低炭素社会を目指している条例を、脱炭素社会の実現に資する条例へと**バージョンアップ**し、**新たに5つの制度を創設**しました。

2 新たな条例制度

- ・条例改正に伴い、次の制度が段階的に施行されます。

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度 ----- R7.4施行

・延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する**建築主**への太陽光発電設備等**設置義務**

制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度 ----- R7.4施行

・延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を**年間に一定量以上建築・供給する建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務**

制度3 建築士太陽光発電設備説明制度 ----- R6.4施行

・**建築士**に対し、建築主への太陽光発電設備の設置に関する**説明義務**

制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度 ----- R5.秋頃開始

・様々な関係団体等と連携した**新たな誘導支援の枠組み**の創設

制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度 ----- R6.4施行

・現行の多量排出事業者等への条例報告義務制度の見直しによる、**新たな事業者評価・支援制度**の創設

各制度の詳細な検討状況等については、適宜、お知らせしてまいります

3 Q&A



制度1~4 太陽光発電設備等に関するQ&A

「なぜ、川崎市が制度をはじめるの?」、「廃棄・環境への影響は?」、「消火、人権問題は?」など設置義務化にまつわる“疑問”にお答えします。



制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に係るQ&A

「なぜ、川崎市で実施するの?」、「メリットやペナルティはあるの?」など、計画書・報告書にまつわる“疑問”にお答えします。

4 問合せ先

川崎市 環境局脱炭素戦略推進室

Tel : 044-200-2405

Mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

詳しくは

川崎市 地球温暖化対策条例

